

南丹市立図書館

中央図書館 TEL (0771) 68-0080
八木図書室・日吉図書室・美山図書室
(休館日:毎週月曜日・祝日)

http://library.intra.city.nantan.kyoto.jp/

図書館へようこそ!

No.28



イメージキャラクター「なびっと」

閉架書庫を紹介します

皆さんは、図書館には『閉架書庫』というものがあることをご存知でしょうか?南丹市の図書館・室合わせて、約190,000冊の蔵書のうち、約34,000冊(平成23年2月末)を『閉架書庫』に保管しています。

ここは皆さんに開放されていない、少し秘密めいたスペース。お見せできないのが残念ですが、毎年職業体験学習に来てくれる小中学生には、必ず「へー知らなかった!」と喜んでもらっています。

ここにも皆さんの利用を待つ資料が並んでいます。検索して保管場所が『書庫』と表示された時は、速やかに資料を取ってきますので、遠慮なく職員に声を掛けてください。

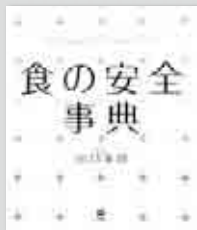
そして昨年度末、国の『住民生活に光をそそぐ交付金』を活用して、各図書館・図書室に約3,000点の本や視聴覚資料が入りました。さらに充実した南丹市立図書館・図書室をどうぞご利用ください。

新しくいった本を、ほんの一部紹介



『発見!探検!工場見学』
全7巻 学習研究社

『池上彰のニュースに登場する世界の環境問題』
全5巻 さえら書房



『食の安全事典』
旬報社

暮らしと

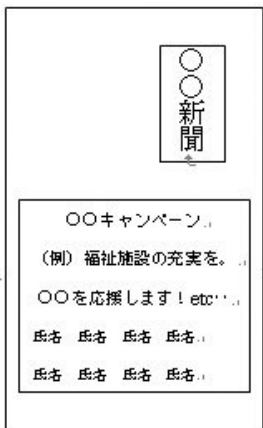
ホッと

—第13回—
消費生活情報

新聞広告掲載の勧誘に

ご注意ください!

今回は、昨年度南丹市に相談があった事例をご紹介します。
「福祉キャンペーンへの賛同メッセージ」や「受験生応援メッセージ」を新聞に掲載しないか?」などと電話勧誘し、1回の掲載で2〜3万円の高額な契約を結び、強引に再勧誘を行うなどの苦情が寄せられています。



◆問題点◆

- ①強引な勧誘・強引な再勧誘
- ②「10回1セットであり契約は続いている」などと契約時にはなかった説明で取引を終了で

きない。
③強い口調で恐怖感を与えるため断れない。

◆アドバイス◆

①この相談のように、電話で商品やサービスの契約を勧誘する方法は「電話勧誘販売」といい、「特定商取引に関する法律」により規制されています。

「電話勧誘販売」には、クーリング・オフ制度があり、契約書面が届いた日から8日以内であれば、書面により無条件で契約申込の撤回または解除ができます。

②クーリング・オフ期間が過ぎていても、勧誘の方法に問題がある場合など、契約解除などができる場合があります。 ※消費者トラブルは、一人で悩まず、身近な方や消費生活相談窓口にご相談しましょう!

相談窓口

■商工観光課

TEL 0771 (68) 0050

■消費者ホットライン

TEL 0570 (064) 370

※最寄りの相談窓口につながります。

(商工観光課)